

合併後調整するA項目 調整結果一覧

企画部 行政改革室


平成22年4月1日現在

目次

1. 地域審議会	1	26. 交通災害共済掛金負担制度	4
2. 慣行(表彰規程)	1	27. 防犯灯施設設置事業	4
3. 慣行(名誉市民制度)	1	28. 人権啓発推進事業	4
4. ホームページ	1	29. 健康づくり組織	5
5. 国際化推進事業	1	30. おむつ支給事業	5
6. 総合計画	1	31. 訪問入浴サービス事業	5
7. 広報紙発行事業	1	32. 心身障害者小規模作業所助成事業	5
8. 職員数	1	33. 心身障害者タクシー料金助成事業	5
9. 一般職の職員の身分の取扱い	2	34. 重度心身障害者介助者手当事業	6
10. 議員の報酬	2	35. インフルエンザ助成事業	6
11. 慣行(市章)	2	36. 基本健康診査事業	6
12. 選挙長及び立会人等の報酬等	2	37. がん健診事業	6
13. 慣行(市の花、市の木)	2	38. その他健診事業	6
14. 自治会の集会施設助成事業	2	39. 保育所保育料	7
15. 慣行(市民憲章)	2	40. 心身障害児(者)福祉年金給付事業	7
16. 慣行(都市宣言)	3	41. 障害者住宅改造事業	7
17. 地域防災計画	3	42. 障害者福祉計画	7
18. 総合防災訓練	3	43. 高齢者通所デイサービス事業	7
19. 防災行政無線	3	44. 外出支援サービス事業	7
20. 行政改革	3	45. 高齢者ホームヘルプサービス事業	8
21. 投開票事務	3	46. 高齢者保健福祉計画	8
22. 自治会連合会	3	47. 敬老祝金	8
23. 地域振興(コミュニティ)	3	48. 高齢者記念品	8
24. 男女共同参画プラン	4	49. 敬老会事業	8
25. 人権擁護委員	4	50. 高齢者介護用品助成事業	8

51. 高齢者訪問給食サービス事業	9	76. 人権啓発(社会教育)	12
52. 寿バス乗車券、 寿タクシー乗車券交付事業	9	77. 生涯学習基本構想	12
53. 保育園児通園補助事業	8	78. 公民館事業	13
54. ISO14001 環境マネジメント システムの推進	9	79. 文化財維持管理	13
55. 斎場建設事業	9	80. 図書館事業	13
56. バス事業	10	81. 水道料金	13
57. 山間等農地保全直接支払交付金事業	10	82. 公共下水道使用料	13
58. 田園景観推進事業	10	83. 公共下水道受益者負担金	14
59. 農政推進委員制度	10	84. 公共下水道公共汚水ますの設置	14
60. 農業振興地域整備計画	10		
61. 森林被害復旧対策事業	10		
62. 観光協会	10		
63. 水防計画	11		
64. 都市計画	11		
65. 都市計画マスタープラン	11		
66. ヘルメット購入補助事業	11		
67. 公立幼稚園事業	11		
68. 幼稚園保育料	11		
69. 人権啓発推進事業(学校教育)	11		
70. 学校教育ビジョン	11		
71. 学校区(通学区域)	12		
72. 奨学金	12		
73. スクールバス運行事業	12		
74. 学校給食	12		
75. 遠距離児童・生徒通学費補助	12		

NO	調整項目	調整方針	調整結果
1	地域審議会	地域住民の意見を新市の施策に反映させるため、地域審議会に代わる組織の設置について、合併後検討する。	地域審議会に代わる組織「亀山市地域活力創生委員会」を立ち上げる。 ・亀山市地域活力創生委員16名 ・新市の一体化・活性化策 ・平成17年度から18年度 亀山市地域活力創生委員会 10回開催 ・市長へ提言 平成18年7月27日
2	慣行(表彰規程)	表彰規程については、新市において新たに定める。	新たに表彰条例を制定(平成17年3月31日)表彰(5年ごとに実施) ・功労表彰(市の行政、文化、社会福祉、その他各般にわたって市の振興に貢献し、その功労が顕著なもの) ・特別表彰(公共又は公益のために尽力し、市民の模範となるべき篤行のあった者)
3	慣行(名誉市民制度)	合併後、名誉市民制度については、新市において新たに定める。 すでにその称号を送られている名誉市民については、新市において取扱いを検討する。	旧亀山市ですでにその称号を贈られている名誉市民については、新亀山市の名誉市民としない。 ただし、旧亀山市の名誉市民簿については、新市引き継ぐ。
4	ホームページ	ホームページについては、新市において新たに作成し、引き続き情報の提供に努めるものとする。	新市で新たなホームページを作成。
5	国際化推進事業	国際化推進事業については、合併後、事業内容等を調整する。	亀山市の例により国際化の推進に努める。
6	総合計画	総合計画については、新市において新たに策定する。	平成19年3月、第1次亀山市総合計画を策定。
7	広報紙発行事業	広報紙については、新市においても発行することとし、発行回数については、旧亀山市の例による。 (自治会未加入世帯への配布については、合併後、速やかに調整する)	広報誌の発行については、タイムリーな行政情報を提供するために毎月2回の発行を基本とする。 自治会未加入世帯への対応については、公共施設、金融機関への配布、集合住宅等の代表者への送付、ホームページへの広報掲載などのほか、コンビニ、スーパーなど備付箇所を拡大し、原則として郵送配布を廃止する方向で理解を求める。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
8	職員数	職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。	【定員適正化計画策定(H17.2)】 H17.4.1～H22.4.1の5年間で医療職及び消防職を除く職員5.1%(23人)を削減予定。
9	一般職の職員の身分の取扱い	職員の給料については、適切な職員の処遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。	新市の職員の職名・職務は、亀山市の職名・職務に、関ロッジに係るフロント員及び調理師を追加した職名・職務とする。 職員の給与については、亀山市の給与に調整する。 関町の職員については、短縮及び延伸による調整により概ね3年を目途に一元化を図る。
10	議員の報酬	議会議員の報酬の額については、現行額を基本とした2制度を基本とし、新市の報酬審議会に諮る。	平成17年8月29日答申議会議員の報酬額については、次回の市議会議員選挙までの在任期間については、現行額の2制度とする。
11	慣行(市章)	市章については、新市において新たに定める。	市章(平成17年3月30日制定) 
12	選挙長及び立会人等の報酬等	合併後亀山市の例により速やかに調整する。	選挙長 10,700円 選挙立会人 8,900円 投票立会人 10,800円 開票管理者 10,700円 開票立会人 8,900円 その他については、亀山市の例による。
13	慣行(市の花、市の木)	市の花、木、鳥、獣については、新市において新たに定める。	市の花:花しょうぶ (平成18年1月19日指定) 市の木:杉 (平成18年1月19日指定)
14	自治会の集会施設助成事業	自治会の集会施設等に対する建築費助成事業については、亀山市の例を基に合併後速やかに調整する。	平成17年4月1日新たな助成要綱を策定。
15	慣行(市民憲章)	市民憲章については、新市において新たに定める。	市民憲章の役割を担うまちづくり基本条例(平成22年4月1日施行)が制定されたことにより、新たに市民憲章は制定しない。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
16	慣行（都市宣言）	都市宣言については、新市において新たに定める。	交通安全都市、非核平和都市、人権尊重都市、暴力追放都市について都市宣言を平成18年3月28日議決。
17	地域防災計画	地域防災計画については、合併後速やかに新市において新たに策定する。	平成17年8月開催の防災会議にて決定の原案を、災害対策基本法第42条第3項の規定に基づき三重県に送付し、11月8日協議完了。
18	総合防災訓練	総合防災訓練については、合併後速やかに調整する。	総合実施日：平成17年9月4日(日) 訓練会場：関小学校、関文化交流センター
19	防災行政無線	防災行政無線(移動系)については、関係機関と協議の上、合併後速やかに周波数の統一を図る。	旧関町使用の154Mhz帯に統一する。
20	行政改革	行政改革については、新市において新たに行政改革大綱を策定し、大綱に基づいて推進する。	平成18年3月亀山市行政改革大綱を策定。 目標：公正な行政運営と市民信頼度の更なる向上
21	投開票事務	投開票事務については、合併後速やかに調整する。	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所 31箇所 ・投票時間 午前7時～午後8時 ・開票所 1箇所 ・開票時間 午後9時30分～ ・期日前、不在者投票所 2箇所 ・ポスター掲示場の設置 189箇所
22	自治会連合会	自治会連合会については、合併後速やかに統合化が図られるよう支援する。	組織統合の時期を平成17年4月1日とし、統合に向けて会則、予算、事業計画を作成する。 統合化検討事項を確認し、平成16年12月に両自治会連合会の調印式、平成17年5月8日に新自治会連合会設立総会が開催された。
23	地域振興（コミュニティ）	新市におけるコミュニティ活動については、旧亀山市の例により拡大されるよう支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ①坂下地区 鈴鹿馬子唄会館 ②加太地区 林業総合センター ③新所、中町、木崎、南部、泉ヶ丘・富士ハイツ地区 関文化交流センター ④北部地区 北部ふれあい交流センター

NO	調整項目	調整方針	調整結果
24	男女共同参画プラン	男女共同参画プランについては、新市において新たに策定する。	平成17年3月策定 目標年次 平成23年度 【基本目標】 ・男女共同参画社会を実現する意識づくり ・働く場における男女共同参画の推進 ・政策方針決定の場における男女共同参画の推進 ・家庭、地域における男女共同参画の推進 ・心身ともに健やかで、安心して暮らせる環境づくり ・計画を推進する体制づくり
25	人権擁護委員	人権啓発推進事業については、これまでの市町の取り組みの経緯を踏まえ、合併後調整する。	人権擁護委員 9人
26	交通災害共済掛金負担制度	交通災害共済掛金負担制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	旧市町での加入期間がそれぞれ終了する時点で掛金負担制度を廃止する。 ただし、転入者等への掛金負担制度は合併時に廃止する。
27	防犯灯施設設置事業	防犯灯施設設置事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	平成17年度からは、防犯灯施設を設置する自治会に対して、新たな補助制度を創設し、管理費及び設置費を補助する。 ・設置の基準 1基につき40wを限度 ・設置費補助金 1基につき設置費の2/3以内とし、かつ2万円を限度 ・管理費補助金 自治会が維持管理している防犯灯の1年間の電気料金の全額とする。
28	人権啓発推進事業	人権啓発推進事業については、これまでの市町の取り組みの経緯を踏まえ、合併後調整する。	人権尊重都市宣言に基づき、市民等の人権意識の高揚を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいまちづくりを目指して人権啓発を推進する。 ・街頭啓発、啓発物品配布 ・社会を明るくする運動 ・人権相談 ・人権リーフレットの発行 ・市広報に掲載 ・各種大会、研修会への参加

NO	調整項目	調整方針	調整結果
29	健康づくり組織	健康づくり推進協議会及び健康委員・副健康委員制度については、合併時に廃止することとし、新市において新たに健康づくり組織を立ち上げる。	地域の中で活動する自主健康グループやコミュニティ活動の一環としての健康づくり活動を有機的に結びつけながら、地域レベルの健康づくり組織力を高め、地域全体に広げ、既存の組織を含めたネットワーク化を図り、全体レベルでの活動発表、情報交換を行う場を設け、活動を市全体に広げていく。 まずは、取り組み可能な地域から進めていく。市民の自主性を重んじ、市は活動推進の調整役、情報の発信役を担うものとする。
30	おむつ支給事業	おむつ支給(扶助)事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	亀山市の高齢者のおむつ支給事業の例により実施する。 ただし現金支給は廃止する。
31	訪問入浴サービス事業	訪問入浴サービス事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	関町の段階で廃止をし、新市では実施しない。
32	心身障害者小規模作業所助成事業	心身障害者小規模作業所助成事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	小規模作業所「つくしの家」と「なかまの部屋」の運営については、亀山市社会福祉協議会が運営することで調整を行なった。 一方、民間小規模作業所については、設置当時市に要望書が出され、市としても設置・運営経費の補助を行なうべく要綱を定めて補助してきたところである。 現在、民間との運営に補助金の格差が生じているところであるが、障害者自立支援法に基づき国は平成23年3月までに法的な事業所への移行を進めており、国・県の制度も変更されることが予測されることであり、こうした動きを見極める必要もあることから、現行制度により補助をしていくこととする。
33	心身障害者タクシー料金助成事業	心身障害者タクシー料金助成事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。 寿バス乗車券及び寿タクシー乗車券交付事業、福祉移送サービス事業及び新市における交通手段との調整を図ることから、平成17年4月からは旧市町の制度で実施する。	寿バス及び寿タクシー乗車券交付事業、ひとり暮らし高齢者等タクシー料金助成事業、重度心身障害者タクシー料金助成事業を廃止し、平成19年度から高齢者及び重度障害児(者)タクシー料金助成事業として実施。 対象者: 助成額 ・75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢世帯: 630円×24枚/年 ・身障1・2級、療育A、精神1・2級: 630円×24枚/年 ・腎臓機能障害: 630円×72枚/年

NO	調整項目	調整方針	調整結果
34	重度心身障害者 介助者手当事業	重度心身障害者介助者 手当事業については、現行 のまま新市に引き継ぎ、合 併後速やかに調整する。	亀山市の例により実施する。 平成17年4月1日から重度心身障害者介助者手当 として支給する。 ただし、みなし規定として施行日前に旧制度で支 給決定している者には、従前の例により福祉年金を 支給する。 内容 月額3,000円 毎年度9月、3月に支給
35	インフルエンザ 助成事業	インフルエンザ助成事業 については、現行のまま新 市に引き継ぐ。 なお、対象者及び助成金 額について、合併後速やか に調整する。	【対象】 ・就学前児童(ただし、1歳未満児を除く) ・65歳未満で、身体障害者手帳1～3級、療育手 帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの所持 者。 ・インフルエンザのハイリスク者(医師の意見書が必要) 【助成金額】 予防接種費用の2分の1以内(限度額3,000円で100 円未満は切り捨て)とする。 【助成回数】 1人に対して年1回
36	基本健康診査事 業	基本健康診査事業につ いては、合併時に調整す る。	地域の中で活動する自主健康グループやコミュニ ティー活動の一環としての健康づくり活動を有機的 に結びつけながら、地域レベルの健康づくり組織力 を高め、地域全体に広げ、既存の組織を含めたネッ トワーク化を図り、全体レベルでの活動発表、情報 交換を行う場を設け、活動を市全体に広げていく。 まずは取り組み可能な地域から進めていく。 市民の自主性を重んじ、市は活動推進の調整 役、情報の発信役を担うものとする。
37	がん健診事業	がん健診事業につ いては、合併時に調整する。	【対象年齢】 胃がん検診:40歳以上の住民、肺がん検診:40歳 以上の住民、大腸がん検診:40歳以上の住民、子 宮がん検診:20歳以上の住民、乳がん検診:30歳 以上の住民、前立腺がん検診55歳から75歳の男性 【自己負担金】 委託料の1割相当額とする。
38	その他健診事業	その他健診事業につ いては、合併時に調整する。	【対象年齢】 ・骨粗鬆症検診 20歳以上の男女 ・在宅歯科検診 40歳以上の寝たきり者 ・肝炎ウイルス検診 国の基準どおり 【自己負担金】 ・検診委託料の1割相当額とする。(尚、5年をかけ て徐々に負担割合を引き上げ、最終的には委託料 の3割を目途に調整する。) ・在宅歯科検診、肝炎ウイルス検診(節目検診)に ついては、従来より2市町とも無料で実施しており無 料とする。 ・肝炎ウイルス検診(節目外検診)については、国 の徴収基準単価とする。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
39	保育所保育料	現行のまま新市に引継ぎ、平成19年4月を目途に国の徴収基準額の52%を目標に統一をする。	平成19年4月1日から新保育料を適用をする。 平成19年度在園児及び新入園児の新保育料について、在園児及び新入園児入所申込みの保護者に説明を図った。
40	心身障害児(者)福祉年金給付事業	心身障害児(者)福祉年金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	平成17年4月1日から亀山市の例により実施する。
41	障害者住宅改造事業	障害者住宅改造事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	補助基本額及び負担割合は関町の例により行う。対象者及び実地調査(運用)については、亀山市の例による。
42	障害者福祉計画	障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。	平成19年3月策定(障害者福祉計画・障害福祉計画) 計画期間 【障害者福祉計画】平成18年度～平成28年度 【障害福祉計画】平成18年度～平成20年度 基本理念 生き活きと共に生き、共に喜びを分かち合うやさしさあふれる亀山 基本目標 ・ひとり一人の個性が輝くまちづくり・地域で安心して暮らせるまちづくり・自立した生活のできるまちづくり
43	高齢者通所デイサービス事業	高齢者通所デイサービス事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	・対象者 一人暮らしの者、家に閉じこもりがちな者及び介護予防が必要な60歳以上の高齢者 ・内容 日常動作訓練、趣味活動の支援、健康相談、その他介護予防サービス ・利用料金 1回500円。移送加算(市が必要と判断した者)50円(片道)。食事は持参又は自己負担により注文 ・実施場所 亀山市介護予防支援センター ・実施方法 亀山市社会福祉協議会に事業委託
44	外出支援サービス事業	外出支援サービス事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	通所デイサービス事業に同じ。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
45	高齢者ホームヘルプサービス事業	高齢者ホームヘルプサービス事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	平成17年4月1日から亀山市の例に統一し実施する。
46	高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。	平成17年度に策定 ・計画期間 平成18年度から20年度までの3年間 ・基本理念 「高齢者と地域がともに輝く福祉のまち」 ・基本目標 Ⅰ 高齢者の尊厳が守られ、包括的な支援が受けられるまちづくり Ⅱ 高齢者が健康でいきいきと活躍できるまちづくり Ⅲ 市民ぐるみで高齢者の安心を支えるまちづくり
47	敬老祝金	敬老祝金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	①米寿(88歳)祝金(10,000円) ②最高齢者 祝金(100,000円) * 最高齢者は、9月15日現在で最高齢者となった初年において給付するものとする。(なお、最高齢者が翌年度以降、同一人であれば、10,000円とする。)
48	高齢者記念品	高齢者記念品については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	①白寿(99歳)祝状と記念品(20,000円相当) ②最高齢者、祝状及び記念品(10,000円相当) * 最高齢者は、9月15日現在で最高齢者となった初年において給付するものとする。
49	敬老会事業	敬老会事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。 平成17年度は、現行のまま実施する。ただし、平成17年度早期に地域団体や市民の参画を得た検討委員会を組織し、平成18年以降の事業のあり方を協議する。	対象者 市内に在住する75歳以上の高齢者 補助額 (人数割) 1,000円×対象者数 (地区割) 1地区 30,000円
50	高齢者介護用品助成事業	高齢者介護用品助成事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	・対象者は常時おむつを必要とする在宅の65歳以上の者及び常時おむつを必要とする介護保険法第7条第3項第2号に規定する在宅の者(2号被保険者)とする。 ・合併時点で対象となっている障害者についても高齢者に準じた助成を行っていく考えである。 ・助成内容については、現物支給のみとする。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
51	高齢者訪問給食サービス事業	高齢者訪問給食サービス事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯 ・配達方法 月～土曜日(祝日は受託者対応) ・本人負担450円、500円(1食あたり100円補助) ・委託先 亀山デイサービスセンター、いそどり福祉会
52	寿バス乗車券、寿タクシー乗車券交付事業	寿バス乗車券及び寿タクシー乗車券交付事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	<p>寿バス及び寿タクシー乗車券交付事業、ひとり暮らし高齢者等タクシー料金助成事業、重度心身障害者タクシー料金助成事業を廃止し、平成19年度から高齢者及び重度障害児(者)タクシー料金助成事業として実施。</p> <p>対象者:助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢世帯:630円×24枚/年 ・身障1・2級、療育A、精神1・2級:630円×24枚/年 ・腎臓機能障害 630円×72枚/年
53	保育園児通園補助事業	保育園児通園補助事業については、合併後調整する。	<p>亀山市が現在行っている保育園児通園補助事業については、亀山市自主運行バスの見直しが行われ、平成16年10月1日から保育園児等は無料で利用できるようになったことから、廃止するものとする。</p> <p>また、関町の幼児マイクロバスによる保育園児の送迎については、教育委員会所管のマイクロバスであり関幼稚園の送迎が行われる間、現行のとおりとする。</p> <p>なお、加太保育園については、地域内交通が再編され完了したことにより、従来どおり加太福祉バスを利用する。</p>
54	ISO14001環境マネジメントシステムの推進	ISO14001環境マネジメントシステムの推進については、合併後速やかに調整する。	平成18年2月7日から9日にかけて新市の全ての機関を対象とした本審査を受審し、平成18年3月1日認証取得。
55	斎場建設事業	斎場建設事業については、新斎場の実施計画を早急に策定し、新市において早期完成を目指す。	平成21年3月25日新斎場竣工

NO	調整項目	調整方針	調整結果
56	バス事業	バス事業については、新市において速やかに運行ができるよう調整する。 ただし、関町福祉バスについては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、福祉、教育の施策として運行形態等を調整する。	バス等新市地域生活交通の再編について、住民代表や関係機関から構成する「亀山市地域公共交通会議」において、市内地域生活交通再編に関する市検討結果報告について協議し、平成19年5月1日開催の第2回会議にて新市地域生活交通再編の方針として合意となったため、再編方針に基づき市内バス路線の再編を進めることとなった。
57	山間等農地保全直接支払交付金事業	山間等農地保全直接支払交付金事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	山間等農地保全直接支払交付金事業については、合併時に廃止する。 ただし平成15年度までに交付決定し、継続中の事業については、市単独事業に振り替え継続する。
58	田園景観推進事業	田園景観推進事業については、亀山市の例を基に合併後調整する。	田園景観推進事業については、亀山市の例によるが、補助対象作物に、そば(50,000円/10a)を追加する。
59	農政推進委員制度	農政推進委員制度については、合併後速やかに調整する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年6月16日「亀山市農政推進委員要綱」制定 推進委員数 130人以内 自治会が地域の実情に応じて推薦した者から市長が委嘱 業務 要綱のとおり(例規集にあり)
60	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに策定する。	新市農業振興地域整備計画の策定を完了。 平成20年10月10日告示
61	森林被害復旧対策事業	森林被害復旧対策事業については、関町の例を基に合併後調整する。	旧関町の例による。
62	観光協会	観光協会については、関町観光協会を基に、新市において新たな組織の設立に向け調整する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年5月27日関町観光協会が名称を「亀山市観光協会」に変更。対象範囲を亀山市とする 平成17年6月1日より協会専任の事務局職員(局長1名、職員2名)を任用。人件費については市が補助。 平成17年7月11日旧亀山市関係者も加わっての新観光協会設立準備会発足。 平成17年9月20日亀山市観光協会事務所を関宿ふるさと会館(JR関駅)1階に移転。(市が無償貸付)

NO	調整項目	調整方針	調整結果
63	水防計画	水防計画については、合併後速やかに新市において新たに策定する。	亀山市の例を基に関町区域を加えて、地域防災計画見直し時に水防機関を含め見直しを行った。
64	都市計画	都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに調整する。	平成21年2月、三重県都市マスタープランの策定方針が策定され、現行の都市計画の内容を維持することが位置づけられた。 また、方針に基づき、北勢圏域策定検討委員会、同作業部会が設置されたことから、同会議に参加した。
65	都市計画マスタープラン	都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。	平成22年3月策定 亀山市都市マスタープラン ・目標年次 平成30年度 【都市づくりの基本理念】 「自然や歴史に包み込まれた都市を継承し、暮らしやすいまちへ」 【都市づくりの目標】 目標1:現在の地形特性を守り活かす都市形成 目標2:歴史文化資産を活かした都市づくりの推進 目標3:都市の拠点機能強化 目標4:まとまりのある居住地の形成 目標5:都市機能拠点と居住地のつながりの強化 目標6:近隣市とつながりの確保による補完関係強化
66	ヘルメット購入補助事業	ヘルメット購入補助事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	平成16年4月に廃止。
67	公立幼稚園事業	公立幼稚園事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	旧亀山市の例による。(関幼稚園も3歳児保育を平成19年4月から実施する)
68	幼稚園保育料	幼稚園保育料については、現行のまま新市に引き継ぎ平成19年4月を目途に旧亀山市の金額に統一する。	旧亀山市の例による。
69	人権啓発推進事業(学校教育)	人権啓発推進事業については、これまでの市町の取り組みの経緯を踏まえ、合併後調整する。	人権教育総合推進地域事業を実施し、人権啓発を行っていく。
70	学校教育ビジョン	学校教育ビジョンについては、新市において新たに策定する。	平成18年度末に策定作業終了。 ・策定委員会 6回 ・ワーキング部会(コア会議を含めて) 延べ33回 ・ビジョンの基本目標として、① 亀山市の豊かな教育資源を活かした創造的な教育の推進 ② すべての子どもの学びを支え、心はぐくむ教育の推進 ③ 子どもの未来を拓く教育環境の整備の3つを掲げた。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
71	学校区（通学区 域）	通学区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに学校区の再編について協議する。	通学区域については、平成17年5月通学区域検討委員会の最終答申を受け、当面現行小学校11校、中学校3校を維持すること。 栄町地区は、亀山中学校校区とする。 また、調整区域制度特定の住所地について、特認校制度、学区外通学については、旧亀山市の例による。平成18年度から複数の学校を選択できる区域として指定する制度については、廃止する。
72	奨学金	奨学金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。	関町の段階で奨学金制度を廃止する。
73	スクールバス運 行事業	スクールバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後今後の通学形態について検討する。	スクールバス運行事業については、通学路の安全確保の点から現行のまま継続するものとする。 また、スクールバスの校外学習の移送手段としての利用など、活用の拡大などを今後検討していく。
74	学校給食	学校給食については、現行のまま新市に引き継ぐ。 【具体的な調整】 亀山市の中学校と幼稚園における学校給食については合併後、組織を充足し検討を行う。	中学校給食については、平成19年11月に教育委員会としての実施方針を決定し、また、小学校及び幼稚園の給食については、平成20年9月に学校給食検討委員会の意見書を受け教育委員会において、小学校においては現行の自校直営方式継続、幼稚園については、当分の間給食は実施しないこととする方針を決定した。
75	遠距離児童・生 徒通学費補助	遠距離児童・生徒通学費補助については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。	平成18年度から坂本の生徒及び池山の1,2年生が野登小学校へ通学する生徒の児童バス運賃の全額を補助、自転車通学補助等については、地域指定で補助。
76	人権啓発（社会 教育）	人権啓発推進事業については、これまでの市町の取り組みの経緯を踏まえ、合併後調整する。	旧亀山市では、中央公民館出前講座として各地区で人権をテーマとした教室を開催しており、この事業を継続するとともに、旧関町にコミュニティが組織され、出前講座が開催できるようになれば、旧関町内で開催していた「人権よもやま話」は廃止し、出前講座に改める。さらに、市内小・中学校において人権啓発に関するポスターを募集するほか、市広報や人権チラシ等で啓発に努める。
77	生涯学習基本構 想	生涯学習基本構想については、新市において新たに策定する。	計画策定にあたり、市民のニーズ・関心・意向を把握するため、市内の小中学生、市内在住の16歳以上の市民、及び市内のサークル代表者や人材バンク登録者などの有識者の3分野を対象にアンケートを実施した。このアンケート結果を基礎資料として、生涯学習推進会議を2回、生涯学習計画策定ワーキング会議を5回開催し、18年3月策定した。

NO	調整項目	調整方針	調整結果
78	公民館事業	<p>公民館事業については、亀山市の例により新市に引継ぐ。</p> <p>ただし関町の地区分館については、合併後速やかにコミュニティ活動として推進できるように調整する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亀山市中央公民館と関町中央公民館については、亀山市中央公民館に一本化する。 ・亀山市中央公民館に公民館運営審議会を置く。 ・現在の坂下分館と加太分館は、それぞれ亀山市立坂下地区公民館、亀山市立加太地区公民館とするが、コミュニティが組織されれば両館とも廃止する。 ・関町内での中央公民館出前講座については、コミュニティが組織されるまでは、関文化交流センターにおいて開催するが、コミュニティ組織後はそれぞれの拠点施設において開催する。 ・文化講座等については、中央公民館(青少年研修センター)と関文化交流センターを活用して実施する。
79	文化財維持管理	<p>文化財維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>伝統的芸能保存伝承活動支援及び文化財保護事業費補助については、合併後速やかに調整する。</p>	<p>亀山市文化財保護事業補助金については、新たな補助金交付要綱制定(平成17年1月11日付)。</p> <p>伝統的芸能保存伝承活動支援については、亀山市無形文化財及び無形民俗文化財保存伝承活動に対する謝礼金支給に関する内規を制定(平成17年1月11日付)。</p>
80	図書館事業	<p>関町の図書室の分館化については、合併後速やかに調整する。</p> <p>移動図書館については、新市において新たなサービスの構築を検討する。</p>	<p>関町の図書室については、現行のまま図書室として運営を行なっていく。</p> <p>平成17年度に新たな図書館システムを導入し、市民へのサービス拡大に努める。平成18年2月をもって移動図書館車を廃止する。</p>
81	水道料金	<p>現行のまま新市に引き継ぎ、平成19年4月を目途に旧亀山市料金に統一する。</p>	<p>平成19年4月から旧亀山市の料金に統一する。</p>
82	公共下水道使用料	<p>公共下水道使用料については、両市町とも供用開始から間もないこと、住民の理解を得たいことから、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に統一する。</p> <p>減免については現行のまま新市に引き継ぐ。</p>	<p>旧亀山市の例による。</p>

NO	調整項目	調整方針	調整結果
83	公共下水道受益者負担金	<p>賦課方法等については住民負担に大きく影響を与えること、両市町とも供用開始後間もないことから、住民の理解を得たい。</p> <p>平成13年5月末までに事業認可を受けた区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、平成13年6月以降に事業認可を受ける区域については、合併後2年を目途に調整する。</p>	<p>旧亀山市の例による。(平成13年6月以降に事業認可を受ける区域について地積割方式に統一する)</p>
84	公共下水道公共汚水ますの設置	<p>公共下水道公共汚水ますの設置については、平成13年5月末までに事業認可を受けた区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、平成13年6月以降に事業認可を受ける区域については、合併後2年を目途に調整する。</p>	<p>旧亀山市の例による。</p>